
平成28年 第1回(定例)須恵町議会 会議録(第1日)

平成28年3月2日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成28年3月2日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 7号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第 8号 須恵町立認定こども園条例の制定について
- 日程第 7 議案第 9号 町営路線の認定及び変更について
- 日程第 8 議案第10号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 9 議案第11号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第12号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第13号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第14号 平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第15号 平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第16号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第17号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第18号 須恵町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第20号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第21号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第22号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第23号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第24号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第25号 須恵町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 2 9 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 3 0 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算に提出について
- 日程第 3 1 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 3 2 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 3 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 7 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第 8 号 須恵町立認定こども園条例の制定について
- 日程第 7 議案第 9 号 町営路線の認定及び変更について
- 日程第 8 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 9 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 0 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 1 議案第 1 3 号 平成 2 7 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 2 議案第 1 4 号 平成 2 7 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 1 5 号 平成 2 7 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 4 議案第 1 6 号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 7 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第 16 議案第 18 号 須恵町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 19 号 須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 20 号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 21 号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 22 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 23 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 24 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 25 号 須恵町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 26 号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 25 議案第 27 号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 26 議案第 28 号 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 27 議案第 29 号 平成 28 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 28 議案第 30 号 平成 28 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 29 議案第 31 号 平成 28 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 30 議案第 32 号 平成 28 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算に提出について
- 日程第 31 議案第 33 号 平成 28 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 32 議案第 34 号 平成 28 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 33 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（14名）

1 番	児 玉 求	2 番	世 利 孝 志
3 番	白 水 勝 元	5 番	三 角 栄 重
6 番	田 ノ 上 真	7 番	松 山 力 弥
8 番	猪 谷 繁 幸	9 番	田 原 重 美
10 番	合 屋 伸 好	11 番	原 野 敏 彦
12 番	三 上 政 義	13 番	柴 田 真 人
14 番	今 村 桂 子	15 番	三 角 良 人

欠 席 議 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	平 松 秀 一
教 育 長	安 河 内 文 彦	理 事(事業統括)	安 川 敏 幸
理事(会計管理者)	稲 永 修 司	総 務 課 長	今 泉 俊 裕
まちづくり課長	櫻 木 幹 夫	住 民 課 長	満 行 誠
税 務 課 長	梅 野 猛	健康福祉課長	小 林 は つ み
都市整備課長	安 河 内 久 人	地域振興課長	安 河 内 隆
上下水道課長	石 井 浩 二	子ども教育課長	御 手 洗 文 生
社会教育課長	川 津 政 文	税 務 課 参 事	甲 能 裕 和
総務課課長補佐	平 山 幸 治	監 査 委 員	百 田 清 二

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。子どもたちの間では、インフルエンザがはやっているようでございます。春になって三寒四温で、だんだん暖くなる予定ではございますが、このごろ毎日の温度変化が激しゅうございますので、長丁場の今議会、議員各位においては体調に十分気をつけてください。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思しますので、よろしくお願いします。

ただいまから、平成28年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議会運営委員会副委員長に運営委員会の経過報告を求めます。7番、松山力弥議員。

○議会運営副委員長（松山 力弥） おはようございます。

議会運営委員会の協議結果を報告します。

2月23日午後1時30分から議会運営委員会を開催し、平成28年第1回定例会の運営について協議しました。

今回提出された案件は28件、諮問1件、町長諸報告及び閉会中の組合議会報告4件です。

委員会付託については、議案第10号及び議案第29号から第34号を予算審査特別委員会に付託し、諮問第1号は人事案件ですので、本日議決するようにしており、残りの案件については各委員会に付託します。

なお、議案第29号から議案第34号は関連議案ですので、一括議題とします。

会期は、本日3月2日から3月18日までの17日間としております。中本会議は3月7日午前10時から、一般質問は3月8日午前9時から行います。

また、全員協議会を3月7日の中本会議終了後、開催します。

現場視察については、3月3日は午前9時30分から、3月9日は午前9時から行いますので、よろしくお願いします。

なお、最終本会議終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を、本日から3月18日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を、本日から3月

18日までの17日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番議員、2番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 改めまして、おはようございます。3月議会を招集いたしましたところ、年度末、何かと御多用の中に万障繰り合わせて全員御出席をいただきまして、ありがとうございました。

今回、諸報告につきましては、5課から9件の報告が出ております。順次報告してまいります。

まず第一でございますが、まちづくり課の関連でございます。最終と申しますか、年度末の議会でありますけれども、28年度の当初第1回議会というようになりますので、若干、報告と指針を交えて報告させていただきたいというふうに思っております。

まちづくり推進事業について

まず、まちづくり推進事業についてでございますが、このまちづくりにつきましては、須恵町の30年後も見据えた総合戦略を立てていこうということにいたしております。

須恵町におきましては、現在、地方創生事業の一環といたしまして、須恵町の総合戦略を策定しているところでございます。また、平成27年度は、第5次総合計画の後期見直しも行い、これから須恵町が発展していくための基礎づくりを行ってきたところでございます。

平成27年度に行われました国勢調査では、前回、平成22年調査におきまして、須恵町の人口は2万6,044人でしたが、今回、速報のデータが出されまして、平成27年度調査では2万7,274人となっております、1,230人が増となっております。今後、須恵町は住宅供給の推移を考慮いたしまして、2040年までに2万8,000人を目指して戦略を立ててまいり所存でございます。

須恵町は、教育を基盤に据えたまちづくりを進めております。特筆すべき特産物というのは多くはありませんけれども、ほどよい福岡市からの通勤距離、ほどよい地域の交流、あるいはほどよい買い物環境など、生活するにはほどよい環境が充実しておるというふうに思っております。幼児から中学校に至るまでの一貫した教育システムは、ほかに類を見ない子育てのための教育環境を提供いたしております。須恵町で育った子どもが須恵町で働き、居住し、須恵の将来を担っていくことが大切であろうと思っております。

平成27年度より、産官学金労言の各有識者から構成されます町民会議とのPDCAサイクルによる協議の積み重ねにより、長期的な展望を見据えたまちづくりを進めておりますが、ただ住みよい町だけでは人を呼び込むことはできません。今まで薄かった企業と官との情報の交換をさらに進め、求められるものと提供できるものとを相互に享受していくことや、町内の企業のトップの方々を講師に招いた職員研修など、情報交換と職員の能力開発にも取り組みながら、町内企業のレベルアップ支援を行い、雇用の場を広げていくことが大切であると考えております。

今後は、町内の優良企業の企業力を広く町内外に発信するハブ機能として、私たち官庁や商工会が主要な役目を果たし、移住定住促進のための雇用の創出、子育て環境や居住環境の整備などをさらに推し進めて、30年後をも見据えた長期的な総合戦略を策定してまいります。

次に、地域創生事業プレミアム商品券の販売でございますが、平成27年度住宅リフォーム等を対象とした須恵町プレミアム付き住宅リフォーム券、総額1億3,800万円を、町指定金融機関であります西日本シティ銀行福岡支店を窓口にて、須恵町役場主催で、平成27年9月1日販売したところでございます。平成28年度地方創生継続事業といたしまして、昨年度に引き続き、単独事業ではほぼ同額の経済効果を見込んだ、住宅リフォーム等を対象としたプレミアム商品券の販売を予定いたしております。地方創生事業の根幹であります、地場産業の活性化の潤滑油として、さらなる底上げの促進を図ってまいります。

次に、須恵町PR事業についてでございます。平成27年度には地方創生先行型交付金1,500万円を活用いたしまして、須恵町のPR事業を進めてきたところでございます。国内で有名な写真家の方を招き、町内に在住の方々の「人」を中心とした笑顔あふれる瞬間をおさめていただき、須恵町の冊子や観光マップ等に活用することといたしております。さらには、その相乗効果といたしまして、NHKの取材を受けるに至り、広く須恵町の情報発信をすることができたことで、まずは第一歩を踏み出したと考えておるところでございます。

また、昨年度には、ホテルニューオータニにおきまして、須恵町出身の郷ひろみ氏との対談が実現し、御自身の須恵町の魅力や幼いころの体験談などについて、熱く語っていただいたところでございます。中でも、「生まれ変わっても九州男児として、しかも須恵町旅石で」という言葉をいただき、須恵町の内に秘めた大きな魅力を改めて痛感したところでございます。今後も須恵町の親善大使やパネルディスカッションなどを通し、さまざまな場面で須恵町のPR活動の一役として御協力をお願いし、須恵町の魅力を町内外に広く情報発信していく所存でございます。

次に、行政評価制度の実施についてでございますが、一般質問との関連もでございますが、須恵町のまちづくりは、先行きの見えない経済情勢や少子高齢化等のマイナス要因を考えると、効率よく、しかも計画的にポイントをついた予算の投入が不可欠である。そのためには、いつまでに、何を、幾らかけて行えば、どれだけの効果が得られるかを分析し、シミュレートすることが必要

であります。

また、昨今の国、県からの助成金や補助金の申請についても、いわゆるパッケージではないわけでございまして、詳細に分析された根拠のある、いわゆるオンリーワンの申請書が必要とされております。そのノウハウは必需品となってきました。そのために人材育成事業を行い、揺るぎない須恵町のまちづくりのためのバックボーンを強化してまいります。

次に、須恵町オープンイノベーション戦略推進事業でございます。オープンイノベーションというのはちょっとわかりにくいと思いますが、イノベーションというのは技術革新ということでございますので、そういうことでございます。

平成28年度より、須恵町の総合戦略の効果をさらに加速化する須恵町オープンイノベーション戦略推進事業を立ち上げ、町内企業の企業力の底上げ、支援に取り組んでまいります。町内外の企業や大学の持つ技術やアイデアを組み合わせ、新しい価値を生み出すオープンイノベーションという考え方を活用し、総合的な地域の稼ぐ力を創出いたします。企業が抱える諸問題を解決するためには、ビー・ツー・ビーいわゆる企業間取引という言葉でございますが、その促進に必要なマーケティングを行い、新たな事業、技術開発による仕事の創出や企業PRによる雇用の確保を支援してまいります。前文で申しました、30年後をも見据えた長期的な総合戦略の加速化のための事業といたしまして、取り組んでまいる所存でございます。

以上、5つの事業を通し、須恵町のまちづくりを強力に推進し、次世代のまちづくりの礎となるよう取り組んでまいります。

子ども医療費の助成制度の拡大について

次に、これも一般質問との関連がございますが、子ども医療費の助成制度の拡大についてでございます。

須恵町の乳幼児・子ども医療費の助成制度では、子どもたちの保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図ることを目的といたしております。これまで、通院は未就学児まで、入院につきましては、対象年齢を拡大いたしまして小学校6年生まで医療費の一部を助成してきたところでございますが、平成28年10月から、通院は小学生まで、入院は中学生まで、その対象年齢を拡大いたしまして、支援の拡大を図りたいと考えております。

最近、子ども医療費の助成事業につきましては、全国的に見ましても少子化対策の一環として、その広がりを見せているわけでございますが、福岡県におきましても、未就学児までとしているところを、この10月から糟屋郡でございますが、小学校6年生まで対象年齢を引き上げる方向だと聞いております。

糟屋郡の町長会でも、対象年齢の拡大につきましては、糟屋郡医療圏のサービス水準の平準化と、県より一歩先を行くサービスの提供を念頭に、1年余りの時間をかけまして協議検討を重ね

てきたわけですが、ようやく昨年末、通院は福岡県と同じく小学校6年生まで、入院は中学校3年生まで、対象年齢を拡大する方針を固めたところでございます。

現在、小学生はおよそ1,800人、中学生はおよそ800人、合わせて2,600人ほどの児童生徒がおります。今回の助成対象年齢の拡大によりまして、10月診療分から医療費は、歳出予算ベースではおよそ1,000万円が増額となる予定でございます。今後とも、本町の財政が許す限り、未来を担う子どもたちの健康を守るために、須恵町の活力を将来にわたり維持してまいります。

平成28年度一般会計当初予算について

次に、平成28年度の一般会計当初予算でございますが、平成28年度一般会計の当初予算は総額で90億6,000万円で、初めて本町では90億円を超える過去最高の予算規模となりました。前年度当初に比較いたしますと6億9,000万円の増額、伸び率で8.2%でございます。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は4%の増、法人町民税は15.2%の増、固定資産税につきましては3.6%の増となっております。町税全体といたしましては5.4%の増、1億3,800万円余りの増収を見込んでおるところでございます。

国家予算の約2割を占めます地方交付税でございますが、平成28年度の地方財政計画において、地方交付税の出口ベースの交付額は、27年度に比べまして0.3%の減が見込まれて計上されておりますことから、本町への交付額を20億9,000万円ほどと見込んでおります。

それから、消費税の8%の引き上げの効果も出ておりますが、消費税についてもなかなか議論があるようでございますが、地方消費税交付金につきましては1億2,500万円の増額を見込んで、5億500万円を計上いたしてるところでございます。

次に、国庫支出金につきましては、昨年度に引き続き、所得の低い年金受給者の方を対象とした臨時福祉給付金の財源などを初めとして、20%増の11億7,300万円程度を見込んでおります。

町債につきましては、臨時財政対策債を3億1,000万円、その他、道路改良事業、アザレア幼児園建設事業の財源など、合計で6億2,190万円を計上いたしております。

なお、歳入歳出予算、収支不足の財源措置といたしましては、財政調整基金から繰入金として5億6,000万円で対応しているところでございます。

次に、歳出予算でございます。まず、義務的経費の人件費でございますが、先に職員数の状況を報告いたしますと、27年度の退職者が4人、採用者は28年1月に2人、これは技術職でございます。4月に8人となりまして、全職員数は昨年度から6人増の149人になります。

一般会計におきましては、平均年齢は昨年と同様の39歳でございます。平均給与月額2,710円下がるということでございます。扶助費は児童手当、障害者福祉費の毎年の増加に

よりまして、予算額を押し上げる要因ともなっております。

次に、施設整備、基盤整備事業の、いわゆる普通建設事業でございますが、アザレア幼稚園建設に２億９,３００万円、須恵中学校の校舎外壁改修に１億円、国の社会資本整備総合交付金を活用しての道路橋梁の改良補修事業に、およそ２億５００万円を計上いたしまして、交通安全の確保、あるいは生活環境の維持、向上を図ってまいります。

また、２７年度に計画しておりました須恵東中学校の校舎大規模改造事業につきましては、２月の国会で補助金が予算化されましたので、２７年度の補正予算に計上いたしまして、２８年度へ繰り越しを予定いたしております。

最後に繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険広域連合ほかへの繰出金などで、合わせて１４億３,６００万円を計上いたしております。

以上、平成２８年度の一般会計当初予算の報告でございますが、冒頭に申し上げましたとおり、過去最高の予算額となっておりますが、不要不急の予算は削減いたしまして、必要とされる施策や事業につきましては、積極的に取り組んだ予算編成ができたものと思っております。

町民一人一人が誇りと愛着を持って生きがいを実感できる、安全で安心な、魅力あるまちづくりに邁進してまいりますので、今後とも、議員各位を初め、町民の皆様には御理解と御協力をいただきますことを、あわせてお願い申し上げます。

平成２８年度国民健康保険特別会計当初予算について

次に、平成２８年度国民健康保険特別会計当初予算でございますが、予算総額は３７億７,３００万円、前年度に比べまして２.６％、１億２００万円の減額で、５年ぶり、マイナスとなっております。

最近の国保情勢は、国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行、あるいは他の社会保険への加入などによりまして、国保の被保険者数が減少傾向にありまして、本町でも、この１年で約２００人が減少いたしております。７,０００人を切っておるわけでございますが、当初予算におきましては、その要因を含ませ、医療費予算を減額した予算編成となっております。

具体的には、歳出の医療費に関する予算、医療費給付金を約９,０００万円減額するほか、関連する予算といたしまして、後期高齢者支援金、介護納付金を３,０００万円ほど減額をいたしております。医療費の減額に合わせまして、歳入では、療養給付費交付金を６,０００万円減額しております。前期高齢者交付金については１億円を減額しておりますが、これは前々年度の精算額を含んだ予算でございます。

なお、２７年度は福岡県から高医療費市町村の指定を受けておりますが、最新の情報では順位を３位から１３位まで下げまして、県の指定から脱却する予定でございます。その際、保健事業を重点事業といたしまして、特定健診の受診率向上を図ってまいりましたが、議員各位を初め、

区長様、皆様方の御協力をいただきまして、前年度の29.4%から33%台へと、その成果を上げておるところでございます。

以上、国民健康保険特別会計予算を報告させていただきましたが、国保は国民皆保険制度のかなめであると考えております。今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成28年度水道事業会計予算について

次に、水道事業でございますが、予算説明に入ります前に、1月23日からの寒波の影響によります状況について御報告をさせていただきます。

電話による問い合わせ件数は、延べ500件余りでございました。そのうち、凍結及び漏水が確認できましたのは200件ほどでございました。また、メーターが破損した御家庭も出ております。ことしは、例年にない寒さによります今回の被害で、一時的に配水量が増加いたしましたのが、事前に同報無線によります放送及びホームページや公用車数台での注意喚起を行ったおかげで、他町のように断水することもなく、安定的な水の供給ができております。

次に、上下水道料金の減免についてでございますが、通常の場合は、地下または床下等の発見が困難であると判断される給水管の漏水だけが対象となっておりますが、今回は寒波が原因とされる給水管並びに給湯設備等からの漏水にも対象を広げて減免をしております。

また、通常は漏水と認定しました水量の2分の1を減免しておりますが、今回は5分の4を減免することといたしております。

町民の皆様には大変御迷惑をおかけしておりますが、水道事業に関しまして、今後とも御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、平成28年度水道会計予算でございますが、収益的収支予算は、収入額は6億1,630万9,000円で、前年度比0.04%の減、金額にして25万1,000円の減でございます。

支出額は5億8,124万4,000円で、前年比1.4%の減、金額にいたしまして818万円の減でございます。これは、原水及び浄水費の委託料及び材料費で、ろ過砂代の減によるものでございます。

28年度の収支は、3,506万5,000円程度の利益剰余金が見込まれます。

次に、資本的収支予算は、収入額は1億5,220万4,000円で、前年度比1.5%の増、配水施設改良に伴う企業債及び国庫補助金によるものでございます。

支出額は3億2,238万9,000円で、前年度比5.0%の減、配水施設及び浄水施設改良費の減によるものでございます。

不足いたします1億7,018万5,000円は、損益勘定留保資金で補てんすることとしたし

ております。

水源の汚染防止を図り、良質の水を安定的に供給できますよう、緊急時用連絡管布設工事を初めとする施設改良費を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。質問なしと認めます。

日程第４．議会報告

○議長（三角 良人） 日程第４、これより議会報告に入ります。

なお、組合議会報告につきましては、議案審査内容だけを簡潔に御報告していただきますようお願いいたします。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

８番、猪谷繁幸議員。

○議員（８番 猪谷 繁幸） それでは、北筑昇華苑組合の議会報告をさせていただきます。

平成２８年２月１日、古賀市役所会議室において、第１回定例会が開催されました。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

第１号議案は、北筑昇華苑組合の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてで、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成２８年４月１日に施行されることに伴い、当該条例中の条項及び等級別基準職務表並びに特殊勤務手当の職務名及び区分名を改めるもので、全員賛成で可決いたしました。

第２号議案は、平成２７年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第１号）についてで、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ５６６万１,０００円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億７,９８１万１,０００円となりました。財政調整基金積立の７００万円、また決算見込みによる不用額で減額によるもので、全員賛成で可決いたしました。

第３号議案は、平成２８年度北筑昇華苑組合会計予算についてで、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ２億５,６９２万９,０００円と定めるもので、前年度予算額と比べ１,７２２万１,０００円の減となっております。主な要因は葬祭場管理費で、工事請負費の減額によるものです。全員賛成で可決いたしました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、北筑昇華苑議会の報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。14番、今村桂子議員。

○議員（14番 今村 桂子） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合定例会の報告をいたします。

去る2月15日、平成28年第1回須恵町外二ヶ町清掃施設組合定例会が開催されました。

議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

まず、組合長諸報告について報告をいたします。

し尿処理施設関連につきましては、4月から本年1月までの10カ月間で、1万2,056.7キロリットルのし尿を処理しております。前年同期と比較しますと約9.6%減少しています。本年度は、主処理工程の低負荷対策として実施している週休運転方式で、管理経費の削減が見込まれています。

次に、クリーンパークわかすぎの運営管理については、RDF施設では、4月から本年1月までの10カ月間で約3万5,900トンの可燃ごみを処理し、約2万1,900トンのRDFを搬出しています。

また、リサイクルプラザでは、同じく10カ月間に約2,110トンの不燃・資源ごみ等を処理しています。

大牟田リサイクル発電事業関係につきましては、昨年11月27日に大牟田リサイクル発電事業運営協議会が開催され、平成28年度から平成29年度までの改定長期事業計画と平成28年度単年度事業計画が審議され、全加入組合の賛成により決定されています。

また、30年度以降34年度までの5年間の長期事業計画につきましては、変更がありません。

平成28年度RDF処理委託料単価は、平成27年度と同じ、トン当たり1万500円となっています。

事業延長に係る地元協議関係では、昨年までに14回のクリーンパーク稼働延長協議会を開催し、地元との協議を重ねてまいりましたが、ようやく協定書案について承認を得ました。あとは4月に調印をする予定との報告がありました。

議案第1号は、平成27年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）では、歳入の主なものは構成町3町分担金及び2町受託金の増額で、うち須恵町分担金は495万3,000円の減額となっています。歳出の主なものは、し尿処理施設運営管理費で、週休運転方式に変更したことにより1,666万9,000円の減額、ごみ処理施設運営管理費で機械施設修理費が当初見込みより増加したため、3,116万5,000円の増額となっています。全員賛成で可決しています。

議案第2号は、平成28年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算では、歳入歳出予算の総額を24億8,452万8,000円と定めるものです。前年度と比較して5,073万

9,000円の減です。構成町3町分担金が16億9,422万2,000円で、うち須恵町の分担金は5億2,512万9,000円となっています。3町分担金総額の31%となっています。

当初予算の主な増額要因は、地方公会計制度導入費用、施設稼働延長計画分の修繕費及び篠栗町地元対策負担金などです。篠栗町地元対策負担金については、延長協議会で問題となっていた、施設に隣接する株式会社ダイフクに係る産業廃棄物撤去費用であり、稼働延長の地元条件であるので、組合で負担して撤去工事を完了することになりました。

また、減額要因の主なものは、公債費の減額によるものです。全員賛成で可決しています。

なお、議案書及び平成28年度予算書については、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上です。

○議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。12番、三上政義議員。

○議員（12番 三上 政義） 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告をさせていただきます。

平成28年2月24日に糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第1回定例会が開催されました。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号から議案第4号は、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合功労者表彰の承認についてで、財産組合表彰条例に基づく功労表彰で、全員賛成で承認いたしました。

議案第5号は、平成27年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第2号）についてで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,750万円を減額し、歳入歳出それぞれ6,846万4,000円とするものでございます。

これは、年度末において決算見込み額による調整のため、減額となっています。全員賛成で可決いたしました。

議案第6号は、平成28年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出予算についてで、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,580万2,000円と定めるもので、前年度予算と比べ733万7,000円の増となっております。

これは、森林整備事業委託料及び森林作業開設工事費等の増によるもので、全員賛成で可決いたしました。

なお、詳細につきましては、議員控室のほうに資料を置いておりますので、御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。9番、田原重美議員。

○議員（９番 田原 重美） 粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成２８年２月２５日に粕屋南部消防本部において、第１回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第１号粕屋南部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、特定個人情報の適切な取り扱いを確保するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、全員賛成で可決しました。

議案第２号粕屋南部消防組合職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法及び学校教育法の一部を改正する法令の公布により、育児及び介護を行う職員の早出・遅出勤務について、小学校に就学している子のある職員に「義務教育学校の前期課程」を追加するものなどで、全員賛成で可決しました。

議案第３号粕屋南部消防組合職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部を改正する法令の公布に伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、全員賛成で可決しました。

議案第４号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成２７年１０月から施行された被雇用者年金の一元化に伴う当該条例の一部改正で、全員賛成で可決しました。

議案第５号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の公布に基づき、給与月額及び諸手当等の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第６号粕屋南部消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部を改正する法令の公布に伴う当該条例の一部改正についてで、全員賛成で可決しました。

議案第７号粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、対象火気省令の一部を改正する省令の公布に伴い、温風暖房機及び液体燃料を使用する器具の取り扱い等の基準について、当該条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決しました。

議案第８号平成２７年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第１号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３,３８０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６億２,９５２万５,０００円とするものです。

これは、歳出における入札執行残及びシステム整備の期間変更による取り下げにより、福岡都市圏消防通信指定業務共同運用負担金が減額されたものなどによるもので、それに伴いまして、

27年度分の須恵町の分担金が186万7,223円減額されます。全員賛成で可決しました。

なお、須恵町の27年火災・救急・救助状況は、火災は5件で被害額5,980万5,000円、救急は1,075件となって、救助は8人となっています。

議案第9号平成27年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ374万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,961万円とするものです。

これは、年度末において決算見込み額による調整及び次年度運営経費の財源充当のため、追加となっています。賛成多数で可決しました。

議案第10号平成28年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,878万3,000円と定めるもので、前年度に比べ6億3,454万2,000円の減額となっています。

これは、主に平成27年度に稼働した西出張所に関する経費の減などによるものとなっています。28年度分の須恵町の分担金は2億7,443万5,241円となっています。全員賛成で可決しました。

議案第11号平成28年度粕屋南部消防組合中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,589万円と定めるもので、前年度と比べ2万6,000円の増となっており、全員賛成で可決しました。

報告1号専決処分の報告については、救急の傷病者移動の際に発生した物損事故の賠償額の決定及び和解に関する専決処分の報告で、全員賛成で承認しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第29号から議案第34号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

諮問第1号は人事案件でありますので、委員会付託を省略し、本日採決を行いたいと思います

が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、本日採決を行うことに決定しました。

日程第5. 議案第7号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第7号須恵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野税務課長。

○税務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第7号須恵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令の制定に伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じ専決処分をしたので、議会の承認を求めるものです。

今回の省令の一部改正については、平成28年1月1日に施行された分で急遽年末に改正があり、事前に議会への専決処分の報告ができませんでしたこと、御了承いただきたいと存じます。租税法規は遡及して適用してはいけないという原則がありますので、専決処分の取り扱いをしたものです。

改正の主な内容は、2種類の税関係申請書に、番号法に伴い国民一人一人に与えられた個人番号の記載を要しないとするものの改正です。

3ページをお願いいたします。新旧対照表で説明いたします。

第1条中、第51条第2項の改正は、町民税の減免申請書に、第139条の3第2項の改正は、特別土地保有税の減免申請に個人番号の記載を要しないとする改正を行っております。

2ページに戻っていただいて、附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第7号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号須恵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第6. 議案第8号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第8号須恵町立認定こども園条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） 議案書の4ページをお願いいたします。

議案第8号須恵町立認定こども園条例の制定について。

須恵町立認定こども園条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、国の法律であります就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園として、須恵町立認定こども園アザレア幼児園の設置等の必要事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものでございます。

本条例は、子ども、子育て支援新制度が開始されたことに伴いまして、認定こども園として小学校就学前の子どもに対する教育、保育、そして保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進することを目的に、事業の内容、入園資格、保育料について規定するものでございます。

6ページをお願いいたします。

附則の1項といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するとしております。

また、2項及び3項では本条例の制定に伴う関係条例の整備を行っておりまして、2項では須恵町立須恵西幼稚園の項、3項では須恵町立第一保育所の項を削る一部改正を行っております。

また、7ページに改正条例の新旧対照表を載せておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第8号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号須恵町立認定こども園条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第7. 議案第9号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第9号町営路線の認定及び変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内都市整備課長。

○都市整備課長（安河内久人） 議案書8ページをお願いいたします。

議案第9号町営路線の認定及び変更について。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、別紙、町営路線を認定及び変更したいので本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、町営路線網の整備を図るため、町営路線の認定及び変更の必要性が生じたため提案するもので、今回、路線の認定18路線、変更1路線でございます。

議案書9ページをお願いいたします。

路線の認定でございます。図面番号1、路線番号その他665号、路線名、大塚11号線、起点、植木字大塚245番3地先から、終点、植木字大塚239番2地先まで、延長27.3メートル、最大・最少幅員4.5メートル。道路の認定理由といたしましては、一般公共道路としての新規認定のためでございます。ほか17路線の認定につきましては、議案書9ページから11ページ記載のとおりでございます。路線図を12ページから29ページに添付いたしております。

次に、議案書30ページをお願いいたします。

路線の変更でございます。図面番号19、路線番号その他518号、路線名、式手・上小川原線、起点及び終点は、旧が植木字式手557番4地先から植木字上小川原524番5地先までを、新において終点を植木字式手557番7地先に、延長31.3メートルを44.8メートルに、最大・最少幅員につきましては変更ございません。路線図を31ページに添付いたしております。御参照のほど、よろしくお願いいたします。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号町営路線の認定及び変更についてを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 8. 議案第 10 号

○議長（三角 良人） 日程第 8、議案第 10 号平成 27 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。

議案書は 32 ページでございます。

議案第 10 号平成 27 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）でございます。

地方自治法の規定により、平成 27 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容については、別冊の平成 27 年度歳入歳出補正予算書で御説明をいたします。

補正予算書の 1 ページでございます。

平成 27 年度須恵町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,887 万 8,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 93 億 8,054 万 2,000 円とするものでございます。第 2 項、補正の款項の区分、金額につきましては、第 1 表歳入歳出予算補正によります。

第 2 条、地方債の補正ですが、地方債の追加変更は第 2 表地方債補正によります。

第 3 条、繰越明許費の補正ですが、繰越明許費の追加は第 3 表繰越明許費補正によります。

次のページ、2 ページ、お願いいたします。

第 1 表ですが、歳入歳出とも、年度末を控えまして決算見込み額による調整と国の補正予算に伴う追加事業の予算計上をしております。

1 款町税につきましては、1 項町民税について 3,000 万円、2 項固定資産税について 1,300 万円の増収を見込んでおります。

11 款分担金及び負担金につきましては、中学校のランチサービスの負担金の減。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金は保育所運営費、それから国民健康保険の負担金の増、それから 2 項国庫補助金は国の補正予算の地方創生加速化交付金、それから須恵東中学校の大規模改造の補助金等でございます。

14 款県支出金の 1 項県負担金、これは 13 款 1 項の国庫負担金と同じく、国庫負担事業の県負担の増でございます。2 項県補助金は、乳幼児、障害者、ひとり親家庭等、3、医療の補助金の減額。

それから、17 款繰入金は、財政調整基金からの取り崩しへの減額 2 億円。

20 款町債は、東中学校大規模改造に充てる起債の追加等でございます。

次の 3 ページ、歳出でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費におきましては、町長の諸報告にもございましたが、地方創生加速化交付金を使つてのオープンイノベーション戦略推進事業費の追加。

それから、3 款民生費は、1 項社会福祉費で国民健康保険特別会計の繰出金の 2,800 万円の増額。

それから、4 款衛生費 1 項保健衛生費では、予防接種、住民健診の委託料の残額の減額。2 項清掃費につきましては、清掃施設組合への負担金の減額。

6 款農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額等でございます。

8 款土木費 2 項道路橋梁費で、社会資本整備総合交付金事業の不採択による事業量の減。5 項下水道費は、公共下水道事業特別会計への繰出金の減。

9 款消防費は、粕屋南部消防組合への負担金の減。

10 款教育費 1 項教育総務費においては、臨時雇い賃金の減 1,900 万円。2 項小学校費については、この 4 月の特別支援学級のクラス増に対応するための経費の追加。3 項中学校費では、何度も出てまいります、東中学校の校舎大規模改造事業費等の追加でございます。

以上が主な歳出でございます。

次に、5 ページをお願いいたします。第 2 表地方債補正でございます。

1、追加といたしまして、起債の目的、須恵中学校大規模改造事業債、限度額 2 億 950 万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次に、2、変更としたしまして、道路改良事業債、限度額 6,960 万円を、変更後は 2,490 万円に減額いたします。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

次の 6 ページ、第 3 表、繰越明許費補正でございます。

追加で、2 款総務費 1 項総務管理費、一つは子ども・子育て支援新制度に対応するための電算システムの変更業務委託 260 万円、オープンイノベーション戦略推進事業費 5,220 万円、10 款教育費 3 項中学校費で須恵中学校大規模改造事業 2 億 6,720 万円、合わせまして 3 億 2,200 万円。いずれも国の補正予算に伴う補助金を使つての事業でございます、年度内に事業を完了することができないため、28 年度へ繰り越して事業を実施する措置をとるものでございます。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第 10 号を、議長を除く 13 人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第8号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長に今村桂子議員、副委員長に松山力弥議員であります。

日程第9. 議案第11号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第11号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） おはようございます。

議案書は33ページをお願いします。

議案第11号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書の37ページをお願いします。

平成27年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,850万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億500万円とするものです。

款項の区分及び金額につきましては、次のページ、第1表歳入歳出予算補正により説明をいたします。

38ページをお願いいたします。まず、歳入です。

1款1項国民健康保険税、補正額210万円の減額は、28年1月末の調定及び収納率により算定しました決算見込みによる補正でございます。

3款国庫支出金から6款県支出金までは、交付金等の申請及び交付決定通知による増減補正でございます。

7款1項共同事業交付金8,627万6,000円の減額は、国保連合会の当初の通知額に対します決算見込みによる補正でございます。

8款1項他会計繰入金2,803万1,000円の増額は、主に保険基盤安定繰入金で、本年度の国の国保改革の一環としまして、保険者支援分の補助が大幅に拡大されたことによるものでございます。

以下、9款繰越金及び延滞金、第三者納付金等を含めます10款諸収入は、ごらんのとおりの増額補正でございます。

次のページ、39ページ、をお願いします。

歳出、1 款 1 項総務管理費の減額 5 5 万 9, 0 0 0 円は不用額の減額です。

2 款 1 項療養諸費 7, 7 5 0 万円の減額は、一般療養給付費の減額です。

3 款 1 項後期高齢者支援金等及び、次の 6 款 1 項介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金からの、そして 7 款 1 項の共同事業拠出金は、国保連合会からの確定通知によります増減補正でございます。

8 款 1 項特定健康診査等事業費 1, 0 3 1 万円の減額は、主に保健事業のデータヘルス計画の策定及び生活習慣病重症化予防対策の業務委託の不用額でございます。この業務につきましては、本年度初めてとった予算でございますが、執行する段階で絞り込んだ結果の落とした予算でございます。

最後に、9 款 1 項償還金及び還付加算金 3, 1 7 7 万円の増額は、療養給付費等国庫負担金の平成 2 6 年度の精算確定による返還金が主なものでございます。

以上が、今回補正が必要となりました増減内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第 1 1 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 1 号平成 2 7 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 0. 議案第 1 2 号

○議長（三角 良人） 日程第 1 0、議案第 1 2 号平成 2 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は 3 4 ページをお願いいたします。

議案第 1 2 号平成 2 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書の 5 4 ページをお願いします。

平成 2 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 6 8 7 万 8, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 8, 1 4 0 万円とするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、次のページ、第 1 表歳入歳出予算補正により説明いたします。

5 5 ページをお願いいたします。

歳入。1款1項後期高齢者医療保険料、補正額1,800万円の減額は、決算見込みによる補正でございます。

3款1項他会計繰入金195万7,000円の減額は、事務費繰入金及び広域連合から通知されました保険基盤安定繰入金の増減補正になります。

4款1項繰越金1,307万9,000円は、前年度の保険料繰越金1,091万9,000円を含めたところの増額補正でございます。

56ページ、歳出をお願いします。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金610万4,000円の減額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付いたします負担金の補正となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第12号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第11．議案第13号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第13号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） おはようございます。

議案書の35ページをお願いします。

議案第13号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の61ページをお願いします。

平成27年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,964万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,397万7,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正

により御説明いたします。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は第2表地方債補正により御説明いたします。

次の62ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

主なものは、1款1項負担金、補正額4,750万円は、受益者負担金を増額補正しております。

2款1項使用料、補正額130万円は、決算見込みによる増額補正でございます。

3款1項国庫補助金、補正額マイナス700万円は、補助金確定に伴う減額でございます。

5款1項他会計繰入金、補正額マイナス1,991万8,000円は、一般会計繰入金の減額補正でございます。

7款諸収入2項還付消費税、補正額489万4,000円は、前年度の還付消費税が確定しましたので増額するものでございます。

8款1項町債、補正額マイナス5,650万円は、下水道事業債で工事量の減に伴う減額補正でございます。

次の63ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項総務管理費、補正額3,978万7,000円は、委託料、負担金補助及び交付金等の執行残で568万2,000円を減額し、下水道施設整備基金積立金4,546万9,000円を計上し、これらを差し引きした補正でございます。

2款1項下水道事業費、補正額マイナス6,942万7,000円は、委託料、工事請負費、負担金等の落札残及び補償補てん及び賠償金の不用額を減額補正するものでございます。

次の64ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。

1、変更。記載の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額3,850万円を2,820万円に変更。これは、平成27年度流域下水道建設費の確定に伴います減額補正でございます。次に、多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億9,000万円を2億4,380万円に変更。これは、町工事量の減及び水道補償費の減、落札残等による減額でございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12、議案第14号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第14号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の36ページをお願いします。

議案第14号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の73ページをお願いします。

平成27年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ57万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,742万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

次の74ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

1款1項分担金、補正額15万9,000円は、受益者分担金を増額補正しております。

2款1項使用料、補正額90万円は、決算見込みによる増額補正でございます。

3款1項他会計繰入金、補正額マイナス449万1,000円は、一般会計繰入金の減額補正でございます。

4款1項繰越金、補正額285万5,000円は、前年度の繰越額が確定しましたので増額するものでございます。

75ページをお願いします。

歳出でございます。

2款1項農業集落排水事業費、補正額マイナス50万円は、委託料の執行残でございます。

3款1項公債費7万7,000円の減額補正は、新規借入債の額が確定しましたので増額するものでございます。

以上、御審議方よりしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第15号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第15号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の37ページをお願いします。

議案第15号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の80ページをお願いします。

第1条、平成27年度須恵町の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

最初に収入です。第1款第1項営業収益、補正額300万円は、水道使用料及び給水申し込み加入金の決算見込みでございます。

次に、支出です。第1款第1項営業費用、補正額マイナス710万円。主なものは原浄費及び配給費の修繕費、材料費、受水費等の決算見込み及び委託料の執行残等でございます。第2項営業外費用、補正額マイナス83万5,000円は、新規借入債の額が確定しましたので減額するものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

最初に収入です。第1款第1項負担金、補正額マイナス2,100万円は、移設補償費に伴う工事負担金の減額でございます。第2項企業債、補正額マイナス320万円は、緊急時用連絡管に伴う企業債の減額でございます。

次に、支出です。第1款第1項改良費、補正額マイナス2,480万円は、配水施設改良費の工事量の減に伴う減額と委託料の執行残並びに浄水施設改良費の工事請負費の落札残でござい

す。

第3条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,873万7,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次の81ページをお願いします。

第4条、企業債の目的。限度額、記載の方法、利率及び償還の方法を、次のとおり補正するものでございます。起債の目的、水道事業債、限度額7,630万円を7,310万円に変更。これは、緊急時用連絡管に伴う工事請負費の落札残による減額でございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第14. 議案第16号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第16号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書は38ページでございます。

議案第16号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提出するものでございます。

行政不服審査法は、行政不服審査制度の一般的な規定を定めた法律でございますが、昭和37年に制定されて以来、国民の権利意識は変化し、行政手続法の制定や行政事件訴訟法の抜本的な改正など、制度を取り巻く環境が大きく変化し、時代に即した制度の見直しが課題となっておりました。そのため、平成26年6月に、約50年ぶりに行政不服審査法の抜本的な改正がなされました。

具体的には、不服申し立て構造及び審理手続等が見直され、不服申し立てが審査請求へ一元化されました。そのほか、不服申し立ての審理手続の公平性を担保する新たな仕組みが導入されたわけでございます。

以上の行政不服審査法の全部改正及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定及び施行に伴いまして、関係する町の条例の整備を行うため提案するものでござい

す。

次の３９ページ、これは条例の内容でございますが、ここで７本の条例を一度に改正をいたします。

第１条におきまして須恵町行政手続条例の改正、第２条で須恵町情報公開条例の一部改正。それから、次の４０ページの下の方でございますが、第３条で須恵町個人情報保護条例の改正。それから、４２ページ、第４条で須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の改正。それから、４３ページ、中ほど、第５条で須恵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正、第６条では一般職の職員の給与に関する条例の改正、第７条で須恵町固定資産評価審査委員会条例の改正、以上、７本の条例を改正するものでございます。

４４ページの中ほどより下の方でございます。附則１で施行期日、この条例は平成２８年４月１日から施行する。２、経過措置として、ここに上げております。

４６ページをお願いいたします。

４６ページの新旧対照表により御説明を申し上げます。

まず、第１条関係、須恵町行政手続条例の一部を改正する条例でございます。改正前の第３条適用除外の項で、第１項８号、ここでアンダーラインを引いてます異議申し立て、これが改正後は審査請求に一元化をされております。

次に４７ページ、第２条関係でございます。改正前の目次、第３章の不服申し立て、それから下のほうの第３章、不服申し立て、不服申し立てに関する手続が、改正後は審査請求ということになってございます。

次の４８ページ。右側の改正前の、ここが不服申し立てが審査請求に、それから下のほうの第４項あたりでは不服申立人が審査請求人という名称に変わっております。

次の４９ページも同様の改正でございます。

次に５０ページ。須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例、第３条関係でございます。これも、改正前の目次の第４章、第２９条不服申し立て、不服申し立てに関する手続等が審査請求ということになります。

それから次の５１ページ。これ全体にアンダーラインが引いてありまして、ちょっと見にくいですが、これも不服申し立てが審査請求、それから下のほうの第４項あたりで、不服申立人が審査請求人という名前に変わっております。

続きまして５３ページ、第４条関係、須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例でございます。

これは、左側の改正後の第１条、設置でございますが、ここで行政不服審査制度に係る事務につきまして、須恵町情報公開・個人情報保護審査会に運営を任せるということでございます。

それで下の第2条の所掌事務におきまして、アンダーラインの部分、行政不服審査法の規定により、その権限に属せられた事項を処理するということで、この行政不服審査制度については、情報公開・個人情報保護審査会で行うという規定を盛り込んでおります。

それから、下のほうの第3条で、そのため委員の委嘱について新たに、公正な判断をすることができ、かつ法律または行政に関してすぐれた見識を有する者から、町長から委嘱するということになります。

次の54ページも、これもアンダーライン部分、不服申し立てが審査請求、不服申立人が審査請求人というぐあいに変わってございます。

それから、55ページ、左側の改正後の第9条で提出資料の写しの送付等でございますが、これまでは書面、ペーパーによります、書類による審査のみでございましたが、このたび、電磁的記録、電算処理される、あるいは電子計算機により情報処理されたファイルの塊につきましても審査の対象とするということでございます。

続きまして56ページ、第5条関係でございます。須恵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございます。これも不服申し立てが審査請求に変わっております。

次の57ページ、第6条関係、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、行政不服審査法の26年制定により法律番号が変わっておること、それから引用する条項が変更になったというところでございます。

次に58ページ、第7条関係、須恵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。ここは、左側の改正後、下のほうの第6条、書面審理の部分で新たに、先ほども申し上げました情報処理の技術の利用に関する法令等の、いわゆる書面ではなく電子ファイル等も対象となるという旨の規定でございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第16号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第15. 議案第17号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第17号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書は60ページでございます。

議案第17号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提出するものでございます。

これにつきましては、先ほど北筑昇華苑組合あるいは消防組合議会の議会報告でも出てまいりましたように、地方公務員法等の改正に伴い影響を受けます町の関係条例の整理を行うものでございます。

次のページ、61ページをお願いいたします。

これが条例の内容でございますが、ここで5本の条例を改正をいたします。

第1条で、須恵町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の改正、第2条で、須恵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正、それから第3条で、須恵町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正。次の62ページ、第4条で、須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正、第5条では一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を行います。

一番下の附則で、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次の63ページ以降の新旧対照表で御説明申し上げます。

63ページ、第1条関係でございます。須恵町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。

第2条、職員の派遣でございますが、第2項3号の地方公務員法の条文が「条件附採用」の「附」の字が、りっしんべんが抜けた「付」になったという字句の訂正でございます。ござとへんですかね、済みません。

64ページ、第2条関係でございます。須恵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正前の第3条、報告事項の第1項6号の職員の研修及び勤務成績の評定。これにつきましては、改正後、2号で職員の人事評価の状況に改定されます。それから、第5号で職員の休業に関する状況、それから第8号ですが、次の議案第18号で提案をいたします職員の退職管理の状況、この2件が追加となっております。

それから、65ページ、第3条関係、須恵町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例。第3条、これも改正前の勤務成績評定表、その他勤務評定、この部分が人事評価または勤務の状況を示す事実というふうに改定をいたします。

次に66ページ、第4条関係でございます。須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。第1条、目的の第24条第6項、これは引用します地方公務員法の条文の項の繰り下げでございます。

それから、左側改正後の第8条の4、一般職の職員の給与に関する条例、ここに条例の制定年

月日と条例番号を、ここで挿入いたしております。

次に67ページ、第5条関係でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。これは、別表第2、級別標準職務分類表の整理をいたしております。

ちなみに改正前の、この表の一番下の7級、理事につきましては、2月19日の臨時議会でも申しあげましたとおり7級制を廃止しておりますので、改正後は削除になっております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第17号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。昼食休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。

再開を13時といたします。休憩に入ります。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16、議案第18号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第18号須恵町職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書68ページをお願いいたします。

議案第18号須恵町職員の退職管理に関する条例の制定について提出するものでございます。

提案の理由は、地方公務員法等の改正により、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

次のページ、69ページ、須恵町職員の退職管理に関する条例でございます。

第2条、再就職者による依頼等の規制。須恵町職員を退職して再就職した者は、退職前5年間おった部署について、契約事務あるいは許認可事務等について、離職後2年間は職務上の行為を

するように、またはしないように働きかけをしてはならないという規定でございます。また、須恵町の場合は、理事または課長職で退職をした場合は、退職する前の５年前の、その１つ前の部署に関しても、こういった働きかけをしてはならないという規定でございます。

第３条では任命権者への届け出でございますが、離職した者は離職後２年間、営利企業等についた場合は、相当する職の任命権者に離職または就職した旨の届け出をしなければならないという規定でございます。

附則で、この条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第１８号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第１８号須恵町職員の退職管理に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第１７、議案第１９号

○議長（三角 良人） 日程第１７、議案第１９号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書７０ページでございます。

議案第１９号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例について提出するものですが、須恵町政治倫理条例に規定する資産及び所得等報告書の作成及び提出につきまして、須恵町長及び須恵町議会議員とするものでございます。従来の副町長、教育長については、資産及び所得等報告書の作成、提出の適用から除外するものでございます。

次のページ、７１ページが改正内容でございます。

附則で、この条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

次のページ以降に新旧対照表を載せておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第１９号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第１９号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 18. 議案第 20 号

○議長（三角 良人） 日程第 18、議案第 20 号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は 76 ページをお願いします。

議案第 20 号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例、この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由のとおり、いわゆる番号法の制定に伴いまして、個人番号カードを利用し、4 月 1 日付で開始予定されております、コンビニ等に設置されております多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするための改正でございます。

次の 77 ページをお願いいたします。

第 14 条に、新たに第 3 項と第 4 項を加えております。本文中、多機能端末機と表記しておりますが、それを使いまして印鑑登録証明書をコンビニ等で交付する規定の追加でございます。

附則で、施行期日を平成 28 年 4 月 1 日としております。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第 20 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 20 号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第 19. 議案第 21 号

○議長（三角 良人） 日程第 19、議案第 21 号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書は 79 ページでございます。

議案第 21 号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について提出するものでございます。

提案理由でございますが、これもマイナンバー制度の関係でございますが、このたびは教育委員会の事務において個人番号の独自利用及び特定個人情報の提供を可能とするため、条例の改正

を行うものでございます。

次の８０ページ以降が改正内容でございます。

８１ページをお願いいたします。８１ページの別表３でございます。

このたび教育委員会部局の事務につきまして、町立学校児童生徒就学援助関係、それから私立幼稚園就園奨励費補助金関係、それから特別支援学級通学費補助金関係の事務につきまして、町長から情報提供を受けるものとしての特定個人情報として、地方税関係、それから住民票関係情報について、個人番号の独自利用と特定個人情報の提供を可能とする規定でございます。

附則で、平成２８年４月１日から施行するというものでございます。

次の８２ページ以降が新旧対照表でございますが、一部述べておりません部分で、８３ページの下段の表でございます。別表第１（第４条関係）と書いておりますが、ここで町長部局の２が改正前の、須恵町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例、これが後で議案第２５号で出てまいります条例改正が提出されますが、この条例の名前が変わりますので、ここで変更いたします。須恵町子ども医療費の支給に関する条例と名前が変わることになります。

それから、次の８４ページの上の第２表４条関係、これも同様でございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第２１号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第２１号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第２０．議案第２２号

○議長（三角 良人） 日程第２０、議案第２２号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書８５ページでございます。

議案第２２号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提出するものでございます。

提案の理由でございますが、組合議会報告の粕屋南部消防組合議会の報告の中にもありましたものと同様でございます。学校教育法の一部改正に伴いまして、町条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、８６ページが条例改正の内容でございます。これまで、子を養育する者の職員について、小学校就学前の子を持つ職員について、早出・遅出勤務の請求をすることができるという規定に加えまして、このたび小学校６年生までの子どもを持つ職員について、その請求ができるという改定でございます。

附則で、施行期日は平成２８年４月１日から施行する。

２で経過措置を書いております。

以下、８７ページが新旧対照表でございますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第２２号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第２２号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第２１．議案第２３号

○議長（三角 良人） 日程第２１、議案第２３号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書８８ページでございます。

議案第２３号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について提出をいたします。

提案理由でございますが、１２月議会において、被用者年金制度の一元化に伴い、これと同一の条例の改正の提出いたしましたが、このたび地方公務員災害補償法施行令の一部改正が行われ、４月１日から施行されますので、本条例の一部を改正するものでございます。

次の８９ページが改正内容でございます。内容につきましては、傷病補償年金、それから休業補償の給付の率について、０．８６を０．８８に引き上げるというものでございます。

附則で、施行期日は２８年４月１日。

２で経過措置を述べております。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第２３号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第２３号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第２２．議案第２４号

○議長（三角 良人） 日程第２２、議案第２４号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は９１ページをお願いします。

議案第２４号須恵町手数料条例の一部を改正する条例、この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由のとおりでございますが、番号法の制定に伴いまして、個人番号カードを利用しての住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本のいわゆるコンビニ交付につきましては、この交付手数料の免除規定を適用除外とするものでございます。

９３ページの新旧対照表をお願いします。手数料の免除の第５条に第２項を加えております。通常は第１項の１号から６号にありますとおり、生活保護の方や公用などによる交付では手数料の免除を行っておりますが、コンビニ等で交付する場合は適用しない旨の規定の追加でございます。

１ページ前に戻りまして、附則で、施行期日を平成２８年４月１日からとしております。

以上です。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第２４号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第２４号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第２３．議案第２５号

○議長（三角 良人） 日程第２３、議案第２５号須恵町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は９４ページをお願いします。

議案第２５号須恵町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、この条例について別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としまして、子どもの医療費助成の対象年齢を拡大し、子育て家庭の経済的負担をより一層軽減するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提出するものです。

97ページの新旧対照表をお願いします。

まず、題名以下本則中の「乳幼児・子ども」、そして「乳幼児等」の文言を全て「子ども」に改めます。定義第2条では、改正前の第2号で「小学生」を「子ども」としていたものを、改正後では第2号の「乳幼児」、第3号「児童」、第4号で新たに「生徒」といたしまして、子どもの範囲を中学生まで広げた規定でございます。

99ページをお願いします。

表のところでございますが、1列目左側、改正後の一番下に生徒を追加し、2列目の入院の場合では、児童である小学生と中学生の自己負担額の上限を3,500円としまして、残りを助成する改正でございます。3列目の入院以外の改正内容は、乳幼児のうち未就学児の自己負担額を600円から800円へ引き上げております。また、小学生は、右側の改正前は全額負担としており助成はございませんでしたが、改正後では自己負担額1,200円を超える部分を新たに助成の対象とするものでございます。

96ページに戻しまして、附則で、施行期日を平成28年10月1日からとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第25号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号須恵町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第24. 議案第26号

○議長（三角 良人） 日程第24、議案第26号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は102ページをお願いします。

議案第26号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由としまして、先ほどの須恵町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提出に伴うものでございます。全体にわたり文言の整理、名称の整理を行っておりますが、主たる改正の箇所を申し上げます。

106 ページ、新旧対照表をお願いいたします。

対象者、第3条では、改正前の第3号で、乳幼児医療の適用を受けることができる乳幼児は重度障害者の医療の対象外とされておりましたが、改正後では、いずれかを選択することができるように改正されておりますので、この3号の規定を削っております。

107 ページをお願いします。入院の場合の自己負担額の改正です。右側改正前は、これは3行目になりますが、年齢に関係なく5,000円を限度として、その超える額を助成しておりましたが、改正後では、小学生までは自己負担額を引き下げまして3,500円を限度とするものでございます。

104 ページに戻りまして、附則で、施行期日を平成28年10月1日からとするものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第26号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第25．議案第27号

○議長（三角 良人） 日程第25、議案第27号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は110ページをお願いします。

議案第27号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由といたしましては、福岡県ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例準則の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要があるためでございます。

111 ページ、次のページをお願いします。

ひとり親家庭等医療の対象者につきましては、児童扶養手当法に準じたところで所得制限がございますが、今回の提案理由によりまして、対象者、第3条第2項におきまして「その所得制限の額を超える」とありますところを「以上である」に改めるものでございます。

附則で、施行期日を平成28年10月1日からとするものでございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第 27 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 27 号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第 26、議案第 28 号

○議長（三角 良人） 日程第 26、議案第 28 号須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内地域振興課長。

○地域振興課長（安河内 隆） 議案書 114 ページをお願いいたします。

議案第 28 号須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、各家庭から排出される家庭系ごみ及び資源物の持ち去りを未然に防止する必要があるため、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

116 ページ、新旧対照表をお願いいたします。

改正後、第 7 条の次に第 7 条の 2 を加えるもので、1 項では、収集場所に出された家庭系ごみについて、町及び町が委託した者以外の収集、運搬の禁止。2 項では、集団回収を実施する団体等が、収集する目的で収集場所に出された資源物について、譲渡する契約した者以外の収集、運搬の禁止。3 項では、違反した者に対して、収集の中止、その他必要な措置を命ずることができることを定めております。

また、第 14 条の次に第 15 条、第 16 条を加えるもので、第 15 条では、違反者に対する 5 万円以下の過料、第 16 条では、直接の違反者のほか、その業務主体の法人等についても同様の過料に処することを定めております。

115 ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成 28 年 4 月の 1 日から施行するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、議案第 28 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第27. 議案第29号

日程第28. 議案第30号

日程第29. 議案第31号

日程第30. 議案第32号

日程第31. 議案第33号

日程第32. 議案第34号

○議長（三角 良人） 日程第27、議案第29号平成28年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第28、議案第30号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第29、議案第31号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第30、議案第32号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第31、議案第33号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第32、議案第34号平成28年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議案とします。

提案理由の説明を求めます。

まず、議案第29号について、今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案第29号平成28年度須恵町一般会計予算の提出について、提案理由の説明をいたします。

別冊の平成28年度一般会計歳入歳出予算書をお願いいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ90億6,000万円と定める。第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

第2条の地方債は、第2表地方債によって、第3条の債務負担行為は、第3表債務負担行為によって説明をいたします。

第4条におきまして、一時借入金の最高額を6億円と定めております。

第5条におきましては、歳出予算の流用について同一款内における給料、職員手当等の人件費の各項の間の流用ができる旨の規定をいたしております。

それでは、3ページの第1表歳入歳出予算の、まず歳入でございますが、このページと

11ページの総括表をあわせてごらんいただければ、こちらは前年度との比較がわかりやすいかと思います。町長の諸報告と一部重複する部分もございますが、歳入の主な構成比、対前年度比較を申し上げていきます。

1款町税は、歳入全体の30.2%、対前年比1億3,823万円、5.3%の増収を見込んでおります。

第2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金までは、地方交付税法の規定に基づき毎年度作成され、内閣により国会に提出された地方公共団体の歳入歳出総額の見込み額に関する処理、いわゆる平成28年度の地方財政計画における対前年伸び率に基づいて計上しております。その中で、6款地方消費税交付金は歳入全体の5.6%ですが、26年4月から消費税率が引き上げられたわけですが、事業者から納付されます税率引き上げ後の消費税が、昨年1月から12月までの12カ月分の通年ベースで、平成28年度から税額が収入されることから、この地方消費税交付金については、27年度の収入見込み額の5.2%増、対前年比32.9%増で計上いたしております。

9款地方交付税は、歳入全体の25.3%ですが、平成28年度におきましても地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額については、実質的に平成27年度の水準以上に確保されておるわけですが、そのうちの地方交付税については、地方財政対策における出口ベースの交付額は27年度比0.3%の減収と見込まれることから、財源留保額を見込んだ上で当初予算においてはマイナス1%で計上いたしております。

次の4ページ。

13款国庫支出金、歳入全体の13%ですが、児童手当、それから国民健康保険や障害者自立支援支給費の国庫負担増、それから社会資本整備総合交付金、臨時福祉給付金の国庫補助金等で20%もの伸びを示しております。

14款県支出金、歳入全体の5.7%。これも国庫負担事業に見合う県負担の増により4.1%の増となります。

17款繰入金につきましては6.2%で、財政調整基金からの繰り入れを5億6,000万円、現時点で予定いたしております。

19款諸収入は、町長の諸報告でも言及されましたプレミアムつき商品券の販売事業を当初予算から計上しておりますので、その販売収入1億1,500万円を見込んでおります。

5ページ。

20款町債、歳入全体の6.9%、2,800万円の増でございます。アザレア幼児園建設の起債が含まれております。それから、地方交付税のところでも述べました、地方の一般財源総額が相当程度確保されたことで、国と地方で折半する財源不足額が抑えられたため、折半の財源であ

る臨時財政対策債が6,000万円の減となっております。

以上が主な歳入でございますが、1款の町税から9款の地方交付税までの、いわゆる一般財源の割合は60.7%で、それ以外の財源、13款国庫支出金、19款諸収入の増加に伴い、相対的に前年度に比べ、一般財源は1.7ポイント、わずかですが低くなっております。

次に、6ページ。

歳出ですが、まず2款総務費は歳出全体の11.8%、11%の増ですが、1項総務管理費について、歳入でも申し上げましたプレミアムつき商品券の販売事業1億4,800万円、それから4項選挙費には参議院議員通常選挙の費用に1,200万円余りを計上しています。

3款民生費は、歳出全体の41.8%、22.3%の増ですが、1項社会福祉費で国民健康保険特別会計への繰出金が2,820万円増の4億5,200万円、そのほか障害者自立支援費が伸びを示しております。2項児童福祉費で、アザレア幼児園建設事業費に3億1,200万円余りを計上。

それから、4款衛生費、12%、0.9%の減ですが、2項清掃費で、ごみ袋製作費が減額となっております。

6款農林水産業費、1.9%、3.1%の減ですが、1項農業費で農業集落排水事業特別会計への繰出金が若干減っております。

7ページ。

土木費、歳出の8.6%、3.7%の増となりましたが、2項道路橋梁費で社会資本整備総合交付金を充当しての道路改良費の事業量を増額しております。5項下水道費に公共下水道事業特別会計への繰出金2億9,870万円余りを計上しておりますが、こちらは2,160万円の減額となっております。

9款消防費では、粕屋南部消防組合への負担金2億7,400万円余りを計上しております。

10款教育費、11.9%、対前年比11.2%の減ですが、昨年度、当初予算に計上しておりました須恵東中学校の大規模改造工事、これが27年度の補正予算に回った関係で減っております。そのほか、1項教育総務費に不登校児童生徒支援事業費として1,200万円、3項中学校費で須恵中学校校舎外壁改修の2期工事に1億円、5項社会教育費にアザレアホールの空調工事4,900万円等々を計上しております。

12款公債費は、歳出全体の6.6%、4.8%の増でございますが、この公債費につきましては、平成20年度以降、連続で減少傾向でございましたが、据置期間終了の元金の償還開始により増となりました。

次に、8ページ、第2表地方債でございます。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額3億1,000万円、アザレア幼児園建設事業債2億

2,890万円、それから福岡地区水道企業団への出資に充てる一般会計収支債300万円、社会資本整備総合交付金の補助裏起債としての道路改良事業債8,000万円。起債の方法は、証書借入、利率は4%以内、償還の方法は、記載のとおりであります。

次に、9ページ、第3表債務負担行為でございます。

債務を負担する行為をすることができる事項として、町長の諸報告にもございました行政評価実施業務委託について、期間、平成28年度から平成30年度まで、限度額830万円の債務負担行為を設定するものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 次に、議案第30号及び議案第31号について、満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は、118ページをお願いいたします。

議案第30号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、地方自治法第211条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成28年度の特別会計の予算書で説明申し上げます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ37億7,300万円と定める。この予算総額は、前年度と比較いたしまして2.6%、1億200万円の減額となっております。これは、国保の被保険者数が200人ほど減少したところを反映させた予算編成をとっております。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により説明いたします。

次の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税5億1,960万2,000円、対前年度比較は1.3%の減です。昨年の11月末現在を基準といたします被保険者数と平成27年中の所得により試算を行っております。

3款国庫支出金7億9,909万6,000円、1.8%の増です。1項国庫負担金は、国の補助率であります医療費の32%、2項国庫補助金では補助率9%で算定しております。

4款1項療養給付費交付金9,970万1,000円、37.6%の減です。退職者医療給付費に対しまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、退職者医療制度は平成26年度をもって終了しております。そのため新規加入はございませんので、この交付金も確実に減少していく予算でございます。

5款1項前期高齢者交付金8億6,102万7,000円、10.4%の減になります。前々年

度の医療費を算出基礎とするものでございます。

6 款県支出金 2 億 7,468 万 4,000 円、52.5%の増です。額にしまして 9,457 万円の増額ですが、これは、主に 2 項県補助金で高額医療費にかかります町負担分を財政調整交付金に算入する新たな制度が創設されたことによるものでございます。

7 款 1 項共同事業交付金 7 億 6,795 万 6,000 円、8.6%の減になります。これは、国保連合会が保険者から集めた拠出金を財源といたしまして、高額な医療費の一時的な支出に対し交付するものでございます。

8 款 1 項他会計繰入金 4 億 5,020 万 5,000 円、6.7%の増になります。平成 27 年度からの国の国保改革の一環といたしまして、保険基盤安定繰入金の保険者支援分の補助が大幅に拡大されたことによる増額でございます。また、法定外の一般会計繰入金、いわゆる赤字補てん分につきましては、前年と同じく 2 億円を計上いたしております。

続きまして、4 ページ、5 ページの歳出をお願いします。

1 款総務費 4,184 万 1,000 円、対前年度比較は 3.6%の増です。人件費とレセプト点検の委託料などが主なものでございます。

2 款保険給付費 23 億 1,469 万 7,000 円、3.7%の減になります。1 項療養諸費、2 項高額療養費の医療費が主なものですが、減少傾向にあります被保険者数に合わせた予算額の計上を行っております。予算総額に占める割合は前年並みでございまして、およそ 6 割となっております。

3 款 1 項後期高齢者支援金等々、次の 4 款 1 項の前期高齢者納付金は、社会保険診療報酬支払基金の算出基準に従いまして計上しております。

7 款 1 項共同事業拠出金 8 億 8,468 万 5,000 円、2.2%の増です。平成 24 年度から 26 年度までの 3 ケ年の医療費から算出されるものでございます。

8 款 1 項特定健康診査等事業費 2,350 万 4,000 円、14.0%の減になります。被保険者の健康保持・増進を図る予算を計上いたしております。

ここで、7 ページをお願いいたします。

7 ページでは、まず歳入は、予算総額に対する構成比を申し上げますと、1 番多いところが 5 款の前期高齢者交付金、これが 22.8%を占めております。2 番目に大きいところは国庫支出金、これが 21.2%、共同事業交付金が 20.4%ということで、どれも 2 割程度でございませう。国民健康保険税は 4 番目にしまして 13.8%となっております。

次の 8 ページ、9 ページでは歳出の構成を申し上げたいと思います。2 款の保険給付費、医療費のことですが、これが 61.3%、次に大きいところは 7 款の共同事業拠出金 23.4%で、これで 8 割以上を国保会計の中で占めておるところでございませう。

次に、議案第31号の平成28年度の須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、議案書では119ページですが、このまま当初予算書のところで説明をさせていただきたいと思います。

51ページをお願いします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,100万円と定める。前年度と比較しますと2.4%、700万円の減額となっております。第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により説明いたします。

次の53ページをお願いします。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料1億9,920万円、対前年度比較は5.1%の減でございます。これは、福岡県後期高齢者医療広域連合が試算いたしました額を計上しております。

3款1項他会計繰入金8,174万2,000円、4.8%の増でございます。人件費を含む事務費に係ります繰入金と保険料軽減分に相当いたします保険基盤安定繰入金を計上しております。

次の54ページ、お願いします。

歳出でございます。

1款総務費734万8,000円、対前年度比較は12.1%の増になります。職員1人分の人件費が主な予算でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金2億7,215万1,000円、2.7%の減でございます。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納いたしましたものを広域連合へ納付するものでございます。

以上が、平成28年度須恵町の後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 続いて、議案第32号から議案第34号について、石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 別冊の特別会計歳入歳出予算書の79ページをお願いいたします。

議案第32号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

平成28年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ11億7,800万円と定めるものでございます。第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

次の81ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。

歳入の主なものは、1款分担金及び負担金1項負担金1,426万7,000円、前年比26.4%の減は供用開始面積の減によるものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料2億3,394万1,000円、前年比6.3%の増は、前年度実績による増と学校及び共同住宅の使用開始分を見込んでおります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1億2,300万円、前年比16.3%の減でございます。

5款繰入金1項他会計繰入金2億9,870万1,000円、前年比6.7%の減でございます。
2項基金繰入金3,158万1,000円、前年比16.6%の増は、平成24年度から27年度までの基金積み立てから28年度当該分の基金を繰り入れるものでございます。

7款諸収入2項還付消費税300万円、前年度と同額でございます。

8款町債1項町債4億7,350万円、前年比0.7%の増でございます。

次の82ページをお願いします。

歳出の主なものは、1款総務費1項総務管理費1億9,243万8,000円、前年比3.4%の増は、汚水処理量の増に伴う維持管理負担金の増によるものでございます。

2款1項下水道事業費5億3,347万5000円、前年比8.2%の減は、事業認可設計委託料及び管渠築造工事請負費等の減によるものでございます。

3款1項公債費4億5,090万2,000円、前年比2.8%の増は、償還元金の増によるものでございます。

次の83ページでございます。

第2表地方債。

起債の目的、下水道事業債。まず、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額3,390万円、多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億9,400万円、資本費平準化債公共下水道分、限度額7,470万円、資本費平準化債流域下水道分、限度額2,570万円、特別措置分、限度額4,520万円。

起債の方法、利率、償還の方法は従来のとおりでございます。

続きまして、115ページをお願いします。

議案第33号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

平成28年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ7,700万円と定めるものでございます。第2項

歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

次の117ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算の歳入。主なものは、2款使用料及び手数料1項使用料741万2,000円、前年比14.1%の増は、前年度実績による増を見込んでおります。

3款繰入金1項他会計繰入金4,607万8,000円、前年比6.5%の減でございます。

6款町債1項町債2,350万円、前年比5.9%の増でございます。

次の118ページをお願いします。

歳出で主なものは、2款1項農業集落排水事業費1,375万8,000円、前年比2.5%の減は、2ヶ所の処理施設の植木剪定委託料の減によるものでございます。

3款1項公債費6,137万2,000円、前年比2.1%の減でございます。

次の119ページでございますが、第2表地方債。起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,350万円。

起債の方法、利率、償還の方法は従来のとおりでございます。

続きまして、別冊の、薄い、水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第34号平成28年度須恵町水道事業会計予算についてでございます。

第1条、平成28年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数1万281戸、前年比2.2%増の見込みでございます。

(2) 年間総給水量264万8,781立方メートル、前年比1.5%増の見込みでございます。

(3) 年間有収水量247万3,962立方メートル、前年比0.9%増の見込みでございます。

(4) 1日平均給水量7,256立方メートル、前年比1.8%増の見込みでございます。

(5) 建設改良事業費2億4,475万1,000円、前年に比べ7.8%の減は、配水施設及び浄水施設改良事業の減によるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず、収入は、第1款水道事業収益6億1,630万9,000円、前年に比べ、わずかに減でございます。

次に支出は、第1款水道事業費5億8,124万4,000円、前年比1.4%の減、主なものは営業費用の材料費等でございます。ろ過砂代の減によるものでございます。

次の2ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず、収入は、第1款資本的収入1億5,220万4,000円、前年比1.5%の増、これは配水管改良に伴う企業債借り入れの増によるものでございます。

次に支出は、第1款資本的支出3億2,238万9,000円、前年比5%の減でございます。これは配水施設及び浄水施設改良費の減によるものでございます。

第4条の括弧書きで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,018万5,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、水道事業債、限度額7,480万円。

起債の方法、利率、償還の方法は従来のとおりでございます。

次の3ページでございます。

第6条、次に掲げる経費の流用については議会の議決を得なければならないということで、(1)職員給与費9,517万2,000円は前年比0.6%の増で、人事異動によるものでございます。(2)交際費10万円、前年と同額でございます。

第7条、棚卸資産の購入限度額は600万円と定める。これは量水器の購入限度額でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第34号については、先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第34号は予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

日程第33. 諮問第1号

○議長(三角 良人) 日程第33、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長(中嶋 裕史) ページ、123ページでございます。

諮問第1号人権擁護委員の推薦についてでございますが、人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、法の第6条第3項の規定によって本議会の意見を求めるものでございます。

氏名、平嶋峰晴、住所、須恵町大字須恵83番地54、藤浦でございます。現在5名の人権擁

護委員さんがおっておりますが、その中の1名でございます。

提案理由といたしましては、人権擁護委員の平嶋峰晴氏が平成28年6月30日をもって任期満了となるために、2期目の再任をお願いするものでございます。

経歴につきましては1ページに掲げておるとおりでございます。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については原案のとおり可決し、賛成することに決定しました。

_____ . _____ . _____

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月7日午前10時に再開します。

本日はこれにて散会します。

午後2時08分散会
